

平成 23 年 12 月 5 日
北海道管区行政評価局

国道で交通事故に遭い負傷したエゾシカの取扱いについて

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省北海道管区行政評価局（局長：松本順）は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：弁護士 曾根理之）に諮り、その意見を踏まえて、本日、北海道開発局にあっせんを行いました。

【行政相談の要旨】

国道で交通事故に遭い負傷したエゾシカについて、国道管理者の北海道開発局（開発建設部）は路肩等に移動するだけで撤去してくれない。動けないエゾシカを狙った熊等の出現により新たな交通事故の発生への恐れや他の鳥獣が食い散らかすことによる公衆衛生上の問題が発生することから、早急に道路上から撤去してほしい。

※北海道に生息するエゾシカの個体数は、平成 22 年 10 月現在で約 65 万頭と推計されており、エゾシカの増加に伴い交通事故（衝突事故）も多数発生している。

【行政上の課題とあっせんの要旨】

（課題）

北海道開発局は、国道で交通事故に遭い死傷したエゾシカを発見した場合、死亡している場合は一般廃棄物として収集し処分場へ運搬しているものの、負傷している場合は、国道の路肩や法面に移動し監視等するだけで、収集・運搬は行わず、その処理については北海道の総合振興局・振興局に連絡するにとどまっている。このため、公衆衛生上の問題や新たな事故の発生等が懸念される。

また、負傷したエゾシカを発見した住民から市町村に通報があれば、市町村が対応しなくてはならず業務の負担となっている等の市町村の意見もあった。



（あっせん）

北海道開発局は、良好な道路環境を確保するとともに公衆衛生上の問題等の発生を防止する観点から、国道で負傷したエゾシカの取扱いについて、率先して北海道、関係市町村等の関係機関と協議し、早急にその対応方針を確立し、必要な措置を講じること。

（問い合わせ先）

北海道管区行政評価局行政相談部 首席行政相談官：なかはた ひろし 寛司
電話：011-709-1803(直通) 011-709-2311(内線 3123) 電子メール：hkd32@soumu.go.jp

(参考資料)

行政苦情救済推進会議

北海道管区行政評価局に申し出られた行政に関する苦情等のうち、判断の難しい問題や地域の重要な問題等について、民間有識者の意見を聴取することにより、その的確かつ効果的な処理を推進するため、昭和56年8月から行政苦情救済推進会議を開催。

[行政苦情救済推進会議の構成メンバー]

(座長) 曾根 理之 (弁護士、恵庭市教育委員長)

蓮池 穰 (札幌学院大学名誉教授)

作田 和幸 (元北海道新聞社専務取締役)

森 恵美子 (北海道行政相談委員連合協議会会長)

高田 敏春 (札幌商工会議所理事、事務局長)

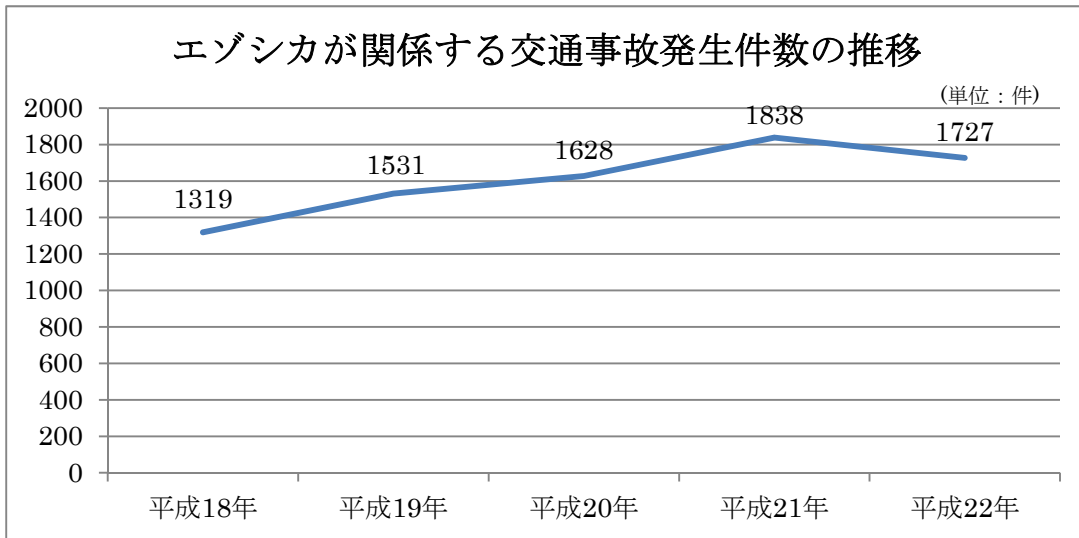
中田 和子 (北海道女性団体連絡協議会会長)

エゾシカとの交通事故の増加

a エゾシカが関係する交通事故発生件数の推移（平成 18～22 年）

北海道警察の資料によると、過去 5 年間の全道でのエゾシカが関係する交通事故発生件数の推移は下表のとおり、平成 21 年まで増加傾向にあった。

平成 22 年には前年より 111 件減少しているものの、年間 1,700 件を超える事故が発生している。



b 振興局別発生状況

平成 22 年のエゾシカが関係する交通事故の発生件数 1,727 件を振興局別にみると、釧路総合振興局管内が 359 件と最も多く発生し、全体の 20.8 パーセントを占めている。

また東部地域(オホーツク、十勝、釧路、根室)で 836 件発生し、全体の 48.4 パーセントを占めているものの、胆振、日高でも多数発生しているほか、交通事故の発生がみられない振興局の地域はないことから、エゾシカとの交通事故は全道各地で発生していることがうかがえる。

